

特.1 ロシアのウクライナ侵攻関連

現地時間 2022 年 2 月 24 日、ロシアはウクライナへの軍事作戦を開始、2023 年 3 月末時点、戦闘状態が継続している。

当協会は、周辺海域の海上輸送に従事する当協会会員関係船の安全航行の確保と、各船舶に乗り組むウクライナ人・ロシア人船員の円滑な交代が図られるよう、また、会員各社が各国の対ロシア経済制裁を踏まえた事業展開ができるよう、情報収集および会員各社への情報提供に努めた。適宜、国土交通省への情報提供も行った。

2023 年 3 月末までの状況は以下のとおり。

(1) 船舶・船員関連

ロシアのウクライナ侵攻に伴い、ウクライナ領海では航行の安全が確保できなくなったため、2022 年 7 月までウクライナに寄港船のない状況が続いたが、世界的な穀物価格の高騰等を背景に、同年 7 月 22 日、国連、トルコ、ウクライナ、ロシアの 4 者が「黒海穀物イニシアティブ」(Black Sea Grain Initiative : BSGI) に合意し、ウクライナからの安全な穀物輸出が可能となった。BSGI により、同年 8 月から順次、ウクライナからの穀物輸出が再開され、2023 年 3 月末までの間、2 度の合意延長を挟み、凡そ 900 隻によって、約 300 百万トン近い穀物が輸出された。

なお、2023 年 3 月末時点において、当協会関係船舶 1 隻がオデーサ港に留め置かれているが、船体および船員への被害もない。一方で、ロシアの侵攻以来、黒海内では浮遊機雷が度々発見されてきた。これに関し、航行警報が発出されており、黒海内の機雷の存在について引き続き注意を呼び掛けている。

また、当協会会員関係船舶には、両国船員も乗り組んでいるところ、同 3 月末時点で船員交代に問題は生じていない。また、ロシア、ウクライナ両国政府はそれぞれ、自国船員の資格関係書類の有効期限が切れた場合の特例延長措置を講じている。

(2) 経済制裁関連

ロシアのウクライナ侵攻後、日米欧をはじめとする各国は、ロシアに対する経済制裁を順次実施、2022 年 12 月 5 日には、我が国をはじめとする G7、EU、豪州（以下、同盟国）がロシア産原油取引価格の上限制度（プライス・キャップ制度）を開始した。（石油製品については、2023 年 2 月 5 日から実施。）

これにより、同盟国の保険者は、上限価格（60 ドル）*を超えるロシア産原油の海上輸送サービスへの保険・再保険付保が禁止された。（上限価格以下の場合は、事前に P&I クラブに証明（宣誓書）を提出する場合のみ、保険付保が可能。）また、わが国にロシア産原油を輸入するには、価格に関わらず、輸入者が経産大臣から「確認証」を得ることが必須とされた。

* 石油製品の上限価格については、揮発油（除：ナフサ）、灯油、軽油の高価値品は 100 ドル、それ以外の低価値品は 45 ドル。

なお、EU は、域内への石炭輸送の保険・再保険の提供を禁止（ただし、第三国への輸送は提供可）しているが、「ロシアから日本への石炭輸送について、EU 保険者が保険・再保険を含む金融サービスを提供することは可能」であることが経産省により確認されている。